

消食表第136号
令和4年4月1日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
（公印省略）

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び「機能性表示食品に関する
質疑応答集」の一部改正について

今般、成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が令和4年4月1日から施行されること、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づく登録試験業者の制度が創設されたこと等を踏まえ、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成27年3月30日付け消食表第141号消費者庁食品表示企画課長通知）及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」（平成29年9月29日付け消食表第463号消費者庁食品表示企画課長通知）について、別添新旧対照表のとおり改正を行うこととするので、御了知願いますとともに、貴管下関係者等への周知をお願いします。